

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査		第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)																								
7-4 車両総重量		8-4 車両総重量 〔審査事項なし〕																								
7-4-1 テスタ等による審査																										
(1) 自動車の車両総重量は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる重量を超えてはならない。(保安基準第4条関係)																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>最遠軸距 (m)</th> <th>車両総重量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①セミトレーラ以外の自動車</td><td>5.5未満</td><td>20</td></tr> <tr> <td>5.5以上7未満</td><td>22 (長さが9m未満の自動車にあっては、20)</td></tr> <tr> <td>7以上</td><td>25 (長さが9m未満の自動車にあっては20、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22)</td></tr> <tr> <td rowspan="5">②セミトレーラ (③に掲げるものを除く。)</td><td>5未満</td><td>20</td></tr> <tr> <td>5以上7未満</td><td>22</td></tr> <tr> <td>7以上8未満</td><td>24</td></tr> <tr> <td>8以上9.5未満</td><td>26</td></tr> <tr> <td>9.5以上</td><td>28</td></tr> <tr> <td>③セミトレーラのうち 7-4-2で定めるもの</td><td>-</td><td>36</td></tr> </tbody> </table>			自動車の種別	最遠軸距 (m)	車両総重量 (t)	①セミトレーラ以外の自動車	5.5未満	20	5.5以上7未満	22 (長さが9m未満の自動車にあっては、20)	7以上	25 (長さが9m未満の自動車にあっては20、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22)	②セミトレーラ (③に掲げるものを除く。)	5未満	20	5以上7未満	22	7以上8未満	24	8以上9.5未満	26	9.5以上	28	③セミトレーラのうち 7-4-2で定めるもの	-	36
自動車の種別	最遠軸距 (m)	車両総重量 (t)																								
①セミトレーラ以外の自動車	5.5未満	20																								
	5.5以上7未満	22 (長さが9m未満の自動車にあっては、20)																								
	7以上	25 (長さが9m未満の自動車にあっては20、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22)																								
②セミトレーラ (③に掲げるものを除く。)	5未満	20																								
	5以上7未満	22																								
	7以上8未満	24																								
	8以上9.5未満	26																								
	9.5以上	28																								
③セミトレーラのうち 7-4-2で定めるもの	-	36																								
(2) 自動車製作者が定めた車両総重量の許容限度が明確な自動車の車両総重量にあっては、これを超えてはならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。																										
① 自動車の構造又は装置を改造し、改造前の車両総重量の許容限度を超えるものであって、他の装置も含めて自動車全体について安全上の問題がないものとして、指定自動車等の自動車製作者が書面により認めた自動車																										
② 車両総重量の許容限度を超える改造について、既に改造自動車審査結果通知書等の交付を受けた自動車であって、その構造及び装置に変更のない自動車																										
7-4-2 視認等による審査																										
7-4-1(1)の表中③の「7-4-2で定めるもの」とは、物品を積載する装置について視認等その他適切な方法により審査したときに、7-2-2の①から⑧のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラとする。(保安基準第4条関係、細目告示第7条の2関係、細目告示第85条の2関係)																										
7-4-3 書面等による審査																										
7-2-3に同じ。																										